

電算処理の個人情報及び特定個人情報を取り扱う業務委託契約の 特記事項

（秘密保持義務）

第1条 受託者は、この契約の履行により直接又は間接に知り得た個人情報及び特定個人情報を第三者に漏らしてはならない。また、契約期間満了後も同様とする。

（個人情報及び特定個人情報保護に関する規程の提出）

第2条 受託者は、個人情報及び特定個人情報保護管理に関する社内規程を区に提出しなければならない。当該規定を変更する場合も同様とする。

（従業者に対する監督・教育）

第3条 受託者は、従業者に対して個人情報及び特定個人情報保護に関する監督・教育を行わなければならない。

（処理施設、処理日程及び個人情報・特定個人情報の取扱者の通知）

第4条 受託者は、この契約に係る処理施設、処理日程及び個人情報・特定個人情報の取扱者を区に通知しなければならない。また、特定個人情報を取り扱う処理区域には、物理的安全管理措置を講じること。

（再委託の禁止）

第5条 受託者は、この契約による業務を第三者に再委託してはならない。ただし、当該業務の一部についてやむを得ず再委託する必要があるときは、あらかじめ再委託先の業者名、再委託の内容及び事業執行の場所を区に通知し、区の承諾を得なければならない。また、再委託先に対してもこの契約を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託先が受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も同様とする。

（目的外使用及び外部提供の禁止）

第6条 受託者は、個人情報及び特定個人情報を区の指示する目的以外に使用してはならない。また、第三者に提供してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第7条 受託者は、個人情報及び特定個人情報の全部又は一部を区の許可なく複写し、又は複製してはならない。区の許可を受け複写したときは、電算処理業務の終了後直ちに複写した当該特定個人情報を消去し、再生又は再利用ができない状態にしなければならない。

（個人情報及び特定個人情報の授受）

第8条 区及び受託者は、個人情報及び特定個人情報の授受に従事する者をあらかじめ定め、その引渡しは、区が指定した日時、場所において行わなければならない。また、受託者は、引渡しの際に預かり証を区に提出しなければならない。

（保 管）

第9条 受託者は、個人情報及び特定個人情報の保管及び管理について、善良な管理者の注意をもって当たり、個人情報の消滅、毀損等の事故を防止しなければならない。

（データの保護措置）

第10条 受託者は、必要に応じて、個人情報及び特定個人情報へのアクセス制限等、データ保護に関する措置を講じなければならない。

（返還等）

第11条 受託者は、契約を終了したとき又は区が請求したときは、その保有する個人情報及び特定個人情報について、直ちに区の指定した方法により、廃棄、返還又は消去するとともに、確実に廃棄・返還又は消去したことについて記録を保存し、受注者に証明書を提出しなければならない。なお、電磁的記録を消去する場合は、データが復元できない方法をとること。

（個人情報及び特定個人情報の搬送）

第12条 受託者は、個人情報及び特定個人情報を搬送する必要がある場合は、記録された電磁的記録、帳票等を専用ケースに収納し、事故防止措置を講じたうえ搬送しなければならない。

（個人情報及び特定個人情報の持出しの禁止）

第13条 受託者は、個人情報及び特定個人情報をこの契約によって定める場所以外の場所に持ち出してはならない。

（定期の報告）

第14条 受託者は、個人情報及び特定個人情報を取り扱う業務の管理体制・実施体制・個人情報の管理状況について、契約締結後速やかに区の指定する様式により区に報告を行うものとする。また、契約期間が複数年に渡る場合、少なくとも年1回以上、区に報告を行うものとする。

（立入検査及び調査）

第15条 区は、個人情報及び特定個人情報の管理状況について随時に立入検査又は調査をし、受託者に対して契約内容の遵守状況等の必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して指示を与えることができる。

2 受託者は、再委託先に対して、この契約の遵守状況について監視し、随時に立入検査又は調査をし、必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して指示を与えなければならない。

（事故の報告）

第16条 受託者は、個人情報又は特定個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事故が生じたときには、直ちに区に対して通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって区に報告し、区の指示に従わなければならない。

（外国法の適用による個人情報及び特定個人情報開示時の報告）

第17条 受託者が、外国法により、この契約の履行に伴い管理する個人情報又は特定個人情報について、当該外国の捜査機関等を開示する必要がある場合には、速やかにその旨を区に報告しなければならない。

（不良製品等の処分）

第18条 この契約による業務処理中に不良又は不用品が発生したときは、受託者は、その発生数量、発生原因を区に報告し、その処分について区と協議するものとする。

（損害賠償）

第19条 受託者が、前記各条項に違反し区に損害を与えたときは、受託者はその損害を賠償しなければならない。